

令和6年度 おいしい水給水施設整備事業補助金 ご案内



町民が衛生的で安全なおいしい生活用水を確保することを目的として、井戸枯れや水質の悪化による再ボーリング費用や水質検査費用に対して補助します

補助対象者	町内に所有する建物（複数戸が居住するアパート等を含む。）において ① 既存井戸もしくは既存取水口から確保している生活用水の水質が飲用基準（水道法の水質基準で定める各項目の上限基準値の80%）に適合しなくなったもの。 ② 井戸枯れをおこしたもの。 ③ 住宅完成日から3年間に満たない住宅において生活用井戸（20m）を3本相当以上の工事を行っても良好な生活用水を確保できないもの。 ④ 生活用水として使用している水の水質検査を行うもの。
※新築住宅に対しての補助金ではございません。 ※その他詳細については下記のお問合せ先までご連絡ください。	

補助対象事業	① 新たな井戸本体の工事及び接続のための屋外配管工事費。 ② 生活用水以外の目的で使用をしていた既存の井戸を生活用水に利用するための屋外配管工事費。 ③ 水質基準に適合させる目的の水質浄化装置の設置費及び保守管理費。 ④ 町が指定した水質検査項目（別表1）を行う検査費。（当年度1回限り）
※ポンプや屋内配管の取替については、本補助金の対象外となります。 ※本補助金事業は【生活用水の確保】を目的とした補助金です。そのため、早急に対応が必要な場合があるため、申請前の着手が可能ですが、補助金の完了実績報告時に提出が必要な書類（工事写真等）を施工業者までお伝えください。	

補助金額	補助金額は、補助対象事業に係る対象経費の内2分の1（50%）
※本補助金を使用し、良好な生活用水が確保できなかった場合も、補助金は交付されません。 ※本補助金は繰り返しの利用が可能で、利用回数により補助金額が変動します。（井戸工事のみ） ※補助金額については、地域条件等により変動します。 ※補助金額の千円未満は切り捨てとなります。	

その他詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

また、判断が難しい場合は、事前に都市建設課 ☎(0166)82-2111までご連絡ください。